

通 所 介 護 料 金 表

下記の表は一割の自己負担分です。(円)

所要時 介護度	① 3時間以上4時間 未満	② 4時間以上5時間 未満	③ 5時間以上6時間 未満	④ 6時間以上7時間 未満	⑤ 7時間以上8時間 未満	延 長 利 用 (保険外サービス)
要介護1	370	388	570	584	658	(サービス提供時間を超えて 延長利用した場合) 1000円/60分毎
要介護2	423	444	673	689	777	
要介護3	479	502	777	796	900	
要介護4	533	560	880	901	1023	
要介護5	588	617	984	1008	1148	

* 延長利用については、提供時間開始前も同様の扱いとする。

科学的介護推進体制加算	40/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況などに係る基本的な情報のデータ提出とフィードバック情報を、サービス提供や計画作成・見直し等に活用することで算定されます。データ提出の頻度は少なくとも3か月に一度とする。
入浴介助加算(Ⅰ)	40	入浴を実施した場合、算定します。入浴介助に関わる職員に対し、専門職が介入し実践的な研修を行うことが要件です。
入浴介助加算(Ⅱ)	55	医師等が利用者宅を訪問し、当該利用者の動作・浴室環境の評価を行う。訪問して把握した情報により個別の入浴計画を作成すること。計画に基づき居宅の状況に近い環境で入浴介助を行う。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	介護職員総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上、又は介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が70%以上である。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ口) (支給限度額管理の対象外)	所定単位数に12.0%を乗じた単位数 * 令和6年6月より一本化された新たな単位数です。	
食事費	550	昼食の実費料金です。西嶺の郷ショートステイに準じています。
認知症加算	60	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が15%以上占め、且つ定められた職員数に加え常勤換算の介護職員等を2以上確保し、認知症実践者研修等を終了した者を1以上確保している場合に算定されます。(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が対象)1割負担です。当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。
中重度者ケア体制加算	45	要介護3以上の利用者が30%以上占め、且つ定められた職員数に加え常勤換算の介護職員等を2以上確保し、1日の時間帯を通し専任の看護職員を1以上確保している場合に算定されます。1割負担です。
生活機能向上連携加算 (月に1回)	(Ⅰ)100	理学療法士等や医師からの助言を受ける体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。理学療法士等や医師はサービス提供の場合またはICTを活用して利用者の状態を把握した上で助言を行うこと。
ADL維持等加算(Ⅰ)	30/月	利用者についてその身体機能を6か月ごとに客観的数値で評価します。評価値が高いと「ADL維持等加算(Ⅱ)60/月」が算定されます。
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56	専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問・ニーズの把握や情報収集を行い個別機能訓練計画を作成し、小集団または個別で直接機能訓練指導員が訓練を実施する。3か月に1度、進捗状況の評価・計画の見直し等を行う。
送迎減算	-47	ご自身で事業所へ通所する場合やご家族が送迎する場合など、何らかの理由により利用者に対して利用者の自宅と事業所との間の送迎を行わない場合に減算します。
栄養アセスメント加算	50	管理栄養士を1名以上配置。利用者ごとに管理栄養士ほか多職種が共同して栄養アセスメントを実施、当該利用者又はその家族に結果を説明し必要に応じ相談等に対応すること。利用者ごとの情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用し適切かつ有効に栄養管理を実施する。
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150	言語聴覚士・歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置。利用者の口腔機能を把握し、多職種が共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成すること。計画に従い口腔機能向上サービスを行っているとともに定期的に記録・計画の評価を実施すること。

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合一旦1日あたりの利用料金(上記の表の10割)を頂き、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

※ 理髪料金 2,000円 その他、請求事由になりうる実費が発生する場合には、確認連絡いたします。

西嶺の郷 デイサービスセンター